

#### (4) 守秘義務の徹底

市は、地域支援組織に同意者名簿を提供するに当たっては、災害時要援護者支援以外の目的に使用しないことや名簿の保管場所を定めることなど、個人情報の適正な取扱いと権利利益の侵害の防止を徹底するよう努めます。

また、地域支援組織が、災害時要援護者支援のために支援者間で名簿の情報を共有する場合にあっては、「名簿管理責任者」は、名簿受領書や閲覧記録簿を活用し災害時要援護者情報の所在を常に把握しておくとともに、名簿の取扱いについての注意書を交付するなど、個人情報の保護に努めます。

市は、名簿の複写について、必要最小限にとどめるよう説明に努めます。

### 第3章 避難支援体制の整備

#### 1 基本的な考え方

地震や風水害等の大規模災害発生直後は、全市的に被害がおよび、道路が分断されていたり、火災が発生していたりと、公的機関による救援活動にも限界があり、災害時要援護者に対して十分な避難支援や救護が行えないことが予想されます。

そのため、個別具体的な災害時要援護者の支援については、災害時要援護者の自助及び地域住民における相互支援活動による共助を基本とし、地域支援組織や各種団体・関係機関が連携強化を図り、災害時要援護者への避難支援体制の整備を目指すものとします。

市は、吹田市地域防災計画等に基づき、関係機関相互の連携強化を図りながら、災害発生時における迅速な公助の実施及び災害時要援護者を含めた市民の防災意識の向上に努めるものとします。

## 2 災害時要援護者支援に対する役割

### (1) 平常時における吹田市災害時要援護者支援各室課の役割

担当室課	役 割
福祉総務課 福祉指導監査室 総合福祉会館	(1) 吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）に関すること (2) 地域支援組織との連絡調整に関すること (3) 災害時要援護者名簿の作成・更新に関すること (4) 手上げ・同意方式による災害時要援護者名簿への登録申請の受付・更新に関すること (5) 地域支援組織及び関係機関との災害時要援護者情報の共有・活用並びに協定等の締結に関すること (6) 福祉避難所の確保、指定、整備、調整会議等に関すること (7) 防災学習会や防災訓練への支援など、災害時要援護者支援活動の普及・啓発に関すること (8) 災害ボランティアに関すること
高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 千里ニュータウン地域保健福祉センター	(1) 手上げ・同意方式による災害時要援護者名簿への登録申請の受付に関すること (2) 災害時要援護者名簿の作成・更新補助に関すること
健康医療部 地域医療推進室 保健センター	(1) 保健所等と連携した災害時医療体制の把握 (2) 保健活動に必要な物品の整備

## (2) 災害時における吹田市災害時要援護者支援各班の役割

災害時要援護者の災害時の避難支援業務を迅速に実施するため、福祉部庶務班、福祉部救護班及び保健医療班で、災害時要援護者支援を役割別に構成します。

班	担当室課	役割
福祉部庶務班	福祉総務課 福祉指導監査室 総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市災害対策本部との連絡調整及び支援活動状況等の取りまとめに関すること</li> <li>(2) 民間の指定済福祉避難所に対する開設の要請に関すること</li> <li>(3) 災害ボランティアセンター開設の要請に関すること</li> <li>(4) 地域支援組織への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達</li> <li>(5) 他班との連絡調整に関すること</li> </ul>
福祉部救護班	高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 千里ニュータウン地域保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合福祉会館、内本町地域保健福祉センター、亥の子谷地域保健福祉センター及び障がい者支援交流センターは福祉避難所として開設する。</li> <li>(2) 災害時要援護者の安否・避難情報の集約に関すること</li> <li>(3) 避難所及び福祉避難所の生活環境に関すること</li> <li>(4) 避難所及び福祉避難所での相談窓口の設置</li> <li>(5) 移送</li> <li>(6) 保健師は、福祉部救護班での活動後、統括的な役割を担う保健師の指示のもとに、災害時対応を行う。</li> </ul>
保健医療班	地域医療推進室 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等での保健師等による巡回健康相談等の実施</li> <li>(2) 避難所や福祉避難所等において、受療や医療的ケアが必要な方への医療機関情報の提供に関すること</li> </ul>

※その他の室課の役割については、地域防災計画を参照のこと。

### (3) 地域支援組織の役割

地域における災害時要援護者の避難支援活動を行うため、地域支援組織を概ね小学校区ごとに設置します。

役割	平常時	災害時
災害時要援護者情報の把握	(1) 災害時要援護者名簿への登録の推進 (2) 災害時要援護者名簿の管理 (3) 福祉部福祉総務課と最新の災害時要援護者情報の共有	(1) 安否確認・避難状況の確認 (2) 福祉部庶務班との情報共有
避難行動支援	(1) 特定の災害時要援護者に対する個別支援計画の作成 (避難支援者の選定、避難情報伝達方法、避難所及び避難経路等の確認) (2) 災害時要援護者の防災訓練への参加の促進	(1) 避難情報(準備情報・勧告・指示)及び災害情報の伝達 (2) 一般の指定避難所への避難誘導
避難生活支援	(1) 災害時要援護者のニーズの収集 訓練及び福祉部救護班への情報伝達訓練 (2) 介助・補助の訓練 (3) 避難生活支援体制の整備	(1) ニーズの収集 (2) 介助・補助

### 3 関係機関との連携

市は、災害時要援護者の避難支援に当たっては、警察や消防などの防災関係機関はもとより、地域防災の中心となる、地域支援組織や平常時から災害時要援護者と接する機会の多い、地域の民生委員・児童委員、地区福祉委員、介護保険や障がい福祉サービス事業者及び吹田市社会福祉協議会等の福祉関係者の協力、連携により進めます。また、受療が必要な人や医療的ケアが必要な災害時要援護者等については、医療機関や吹田保健所などと連携を図って、支援体制の構築を推進します。

### 4 避難支援体制の構築

人的支援を要する災害時要援護者の避難については、地域支援組織と連携し、地域の特性や実情に応じた「個別支援計画」の作成を通じて支援体制を構築していきます。

なお、避難支援体制の構築に当たっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合があることなど、災害時要援護者の自助が不可欠であることについて十分周知することとします。

さらに、災害時要援護者の支援体制を整備するに当たっては、地域において災害時要援護者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととします。

## 5 避難支援等関係者の対応原則・安全確保

災害時は、災害時要援護者を支援する避難支援等関係者も含め、地域の誰もが被災者となりえます。避難支援等関係者が災害時要援護者の避難支援に向かうには、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確認できることが大前提です。

市は、災害時要援護者に対して、避難支援等関係者の役割や支援内容について理解を求めると同時に、災害の程度や状況によっては、避難支援等関係者が支援を行えないことも十分想定されることについても理解を求めよう努めます。

## 6 災害時要援護者名簿登録者への避難支援

### (1) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、市は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することとしています。そのため、市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない災害時要援護者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではありません。そのため、市は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない災害時要援護者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意します。

### (2) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の提供先

他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供します。

### (3) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、地域支援組織のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられます。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めます。

## 7 避難場所及び避難経路

### (1) 災害時要援護者の避難場所

市は、避難場所の指定にあつては、土砂災害危険箇所や浸水想定区域等、災害時の危険箇所を十分考慮するとともに、関係機関と協議して、適切な指定に努めます。

また、災害時要援護者の避難場所の選定にあたっては、災害時要援護者と避難支援者が、十分協議しておく必要があります。

## **(2) 避難場所までの避難路の整備**

市は、避難路の整備に努めます。

また、避難経路の選定にあたっては、土砂災害や浸水等が予測される危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めます。

## **8 避難後の災害時要援護者への対応**

発災時に助かった災害時要援護者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要があります。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の災害時要援護者の支援を行う必要があります。

### **(1) 災害時要援護者の引継ぎ**

避難場所等において、災害時要援護者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ検討し、災害時要援護者についての引継ぎを行うことが適切です。

### **(2) 災害時要援護者の避難場所から避難所への移送**

発災後、避難場所から避難所への災害時要援護者の移送については、家族等によるものが原則ですが、困難な場合は、福祉部救護班が関係機関と連携し、必要に応じて行います。

また、災害時要援護者を速やかに移送できるよう、あらかじめ事業者と協定を結んでおく必要があります。